

与党合意を問う(下)

自民、公明両党の与党協議で11日に最終合意した安全保障法制。会見では高村正彦・民主党副総裁と北側一雄・公明党副代表が並んで説明に立った。その発言と法案の中身を重縮・安全保障に詳しいNPO法人ピースデボの塚田晋郎さん(33)と、沖縄の基地問題や外交交渉に詳しい民間シンクタンク新外交イニシアティブの猿田佐世さん(38)に聞いた。

明確な線引き困難

〔例え〕PKO（国連平和維持活動）5原則に合致していない場合でも「重要影響事態」だとして自衛隊を使うことはあり得るか」という記者の質問に公明党の北側一雄副代表は「適用する場面が全く違う」と応じた。自民党的高村正彦副総裁も「北側さんの言う通り」と口をそろえた。

紛争当事者間で停戦合意が成立していることなどをPKOの参加の条件とする原則と、日本の平和と安全に重要な影響がある場合、日本周辺以外でも米軍など他国軍を支援できる重要影響事態。明確な使い分けができるだろうか、と塙田さんは眉をひそめる。疑惑は法文の随所に散見される。

日本の安全保障は「平時」「有事」「周辺事態」と三つの局面を想定した法体系で形づくられてきた。新しい法案では、従来の法体系を一変さ

せ、「国際平和共同対処事態」「国際連携平和安全活動」「重要影響事態」「存立危機事態」といった新しい概念をつくりだし、非常に複雑な枠組みになっている。

専守防衛の日本の安保は「外から来る危機を未然に防ぐ」という概念でやってきた。ところが今回の法案では、恒常的に日本とは直接関係のない海外へ自ら出向いて行くことを前提にしている。安保の思想が八八十年代変わること意味している。

米軍を後方支援する自衛隊は客観的にみれば、体的にみなされる。海外に拠点を置く日本企業や在外邦人はもちろん、国内でもこれまで以上に危険にさらになるだろう。そのリスクを背負うという覚悟が、が政治家や国民にあるのださうか。

「最も大事なことは国会に法案が提出され、国会の論戦、論議の中で政府が分かりやすく説明し、与党協議が最終合意に至ったことにについて記者から問われた北側副代表はこう話した。

つかだ・しんいちろう 1983年東京都生まれ。02年弁護士登録。09年米国ニコヨーク州弁護士登録。日本国会議員の訪米を企画するなど直接の日米外交交渉企画運営。新外交アシスタント事務局長。



最終合意を受け会見する与党幹部
と詰め掛けた報道陣
=11日、衆院第2議員会館

国民議論置き去り

国民の誰かが理解を得て、
話の順序が逆だと塚田さんは切り捨てる。「国会や国民への説明もなく多くのことを決め、後から『ちゃんと説明します』というのは不条理」

複雑な法体系は本来の狙いを覆い隠すためだろう。

自衛隊を派遣しやすくなること、それが正面から宣言しちゃうのが批判をまともに受けてしまう。10本あつた法律を「平和安全法制整備法」という一本にまとめてしまつて、国会審議を手早く済ませたい思惑もあるのだろう。本来は自衛隊法についても、重要な改訂があり、一つ一つ時間をかけた審議が欠かせないはずだ。

同じ疑問に行き着く。 いかが果たして行きのたゞさが、どう
いう疑惑は、一発の銃弾から事態が切れ目なく発展し、それに伴つてなし崩し的に「事態」も適用法文も変化し、自衛隊の活動が切れ目なくエスカレートしてしまうことだ。

法整備に当たっては、発生しうる事態に現行法では対処しきれないのを踏まえ、法改正する必要があるという「必要性」がまず論じられるべきだ。こうした順序なら想定される事態が示されるとともに、國民も理解しやすい。
だが今回、こうした具体的な事例方に則した必要性の議論はほとんどない。現実には、この法文が適用されるケースなのか、明確に線が引けない場面が出てくる可能性がある。

なぜこうなつてしまつたのかと言ふと、えば、米軍の負担を軽減するためには、日本が自衛隊の活動範囲を広げ、日米同盟を強化することで強大化する中国に対抗するという目的が先にあるからだ。

つまり法整備 자체が目的化している。

2014年7月の閣議決定から与党協議が整つまでに1年もたっていない。日本の安保政策が一変する重大な法改正にもかかわらず、国民的議論はなく検討の過程も断片的に知らされたにすぎなかつた。矢継ぎ早に新しい「事態」が定義されたりしながら、法案が出来上がりつていった。そもそも世界の国々の平和に寄与することが、なぜ日本の平和につながるのか。説明を欠いていることが多すぎる。

法整備に当たっては、発生しうる事態に現行法では対処しきれないもので法改正する必要がある。いふと「必要性」がまず論じられるべきだ。(こ)うした順序なら想定される事態が示されため、國民も理解しやすい。

だが今回、こうした具体的な事例に則した必要性の議論はほとんどなされていない。断片的にホルムズ海峡での機雷掃海など数例が挙げられたが、それも位置付けはあいまい。現実には^レの法文が適用されるケンスなのか、明確に線が引けない場面が出てくる可能性がある。

なぜこうなつてしまつたのかと言えば、米軍の負担を軽減するために日本が自衛隊の活動範囲を広げ、日本と米国が同盟を強化することで強大化する中国に対抗するという目的があつたからだ。

つまり法整備 자체が目的化してい

5 05/13 神奈川新聞